

介護分野における特定技能・育成就労協議会について

- 特定技能外国人及び育成就労外国人の適正な受入れ及び保護に有用な情報を共有するとともに、介護分野の実情を踏まえた特定技能の在留資格に係る制度及び育成就労に係る制度の適正な運用に資する取組について協議し、必要な措置を講ずることを目的として、「介護分野における特定技能・育成就労協議会」を設置。

介護分野における特定技能・育成就労協議会

※この他協議会の円滑な運営のために運営委員会を置く。

①特定技能所属機関 育成就労実施者

②業界団体

- ・全国介護事業者連盟
- ・全国介護付きホーム協会
- ・全国社会福祉法人経営者協議会
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国有料老人ホーム協会
- ・全国老人福祉施設協議会
- ・全国老人保健施設協会
- ・全日本病院協会
- ・日本医師会 ・日本医療法人協会
- ・日本精神科病院協会
- ・日本認知症グループホーム協会
- ・日本病院会 ・日本慢性期医療協会

③厚生労働省

- ・社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室
- ・外国人介護人材受入・定着支援等事業者（事務局）

④制度所管省庁等

- ・出入国在留管理庁
- ・警察庁（刑事局組織犯罪対策部）
- ・外務省（領事局外国人課）
- ・厚生労働省（職業安定局、人材開発統括官）
- ・外国人育成就労機構

協議事項

- 特定技能外国人及び育成就労外国人の受入れに係る制度の趣旨や優良事例の周知
- 受入れに係る人権上の問題等への対応
- 特定技能所属機関及び育成就労実施者に対する法令遵守の啓発
- 特定技能所属機関が支援義務を果たせない場合における特定技能外国人に対する転職及びやむを得ない事情による育成就労外国人の転籍に係る情報提供等の必要な協力
- 就業構造の変化や経済情勢の変化に関する情報の把握・分析
- 地域別の人手不足の状況の把握・分析
- 人手不足状況、受入れ状況等を踏まえた大都市圏等への集中回避に係る対応策の検討・調整（看過しがたい偏在が生じた場合の協議会による大都市圏等での受入れや引抜きの自粛要請等を含む。）
- 特定技能所属機関及び育成就労実施者に対する構成員であることの証明
- 円滑かつ適正な受入れのために必要なその他の情報、課題等の共有・協議等 等